

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 油布 勝秀

## 1 日 時

平成29年6月23日（金） 午後1時00分から  
午後3時45分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

油布勝秀、木付親次、麻生栄作、古手川正治、尾島保彦、玉田輝義、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

志村学、森誠一、木田昇

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏、  
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第64号議案、第65号議案及び第68号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって、第66号議案、第67号議案、69号議案及び第76号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
第2号報告のうち本委員会関係部分及び第3号報告については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (3) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について、指定管理者の更新について、大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の指定管理者更新についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。
- (6) 特別委員会設置について、委員から意見を聴取した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	小野清志
政策調査課調査広報班	主査	濱田誠吾

# 総務企画委員会次第

日時：平成29年6月23日（金）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係 13：00～13：30

### (1) 県内所管事務調査のまとめ

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭にかかる庁内連携等について

### (2) 諸般の報告

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について

### (3) その他

## 3 総務部関係 13：30～14：40

### (1) 付託案件の審査

第 64号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 65号議案 大分県個人情報保護条例の一部改正について

第 66号議案 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第 67号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 68号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 76号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）

第 2号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）について  
（本委員会関係部分）

第 3号報告 大分県税条例の一部改正について

### (2) 県内所管事務調査のまとめ

①地方創生を担う人材育成について

### (3) 諸般の報告

①指定管理者の更新について

### (4) その他

## 4 企画振興部関係 14：40～15：50

### (1) 付託案件の審査

第 69号議案 ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正について

### (2) 県内所管事務調査のまとめ

①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップ2019などに向けたインバウンド対策について

(3) 諸般の報告

- ①大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の指定管理者更新について
- ②世界温泉地サミットについて
- ③ラグビーワールドカップ2019について

(4) その他

5 協議事項

15:50~16:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) 特別委員会の設置に係る意見について
- (4) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**油布委員長** ただ今から、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として、志村議員、森議員、木田議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案7件及び報告2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査に入ります。

まず、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明を求めます。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 県内所管事務調査では、各振興局や県立美術館などにおいて、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関する数々の貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。私ども、皆様方の御意見を参考にしまして準備を進めていきたいと思っておりますけれども、この後、準備に当たって一番大事と思われる庁内連携の状況について、担当課長から御報告をさせていただきます。

また、諸般の報告のときに全体の準備状況についても、御報告をさせていただきます。

**高橋企画・広報課長** お手元の資料の1ページを御覧ください。

県内所管事務調査では、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に係る庁内連携等について御意見を頂きましたので、この点について現在の状況を御説明申し上げます。

今回の文化祭を大分県にとって実り多い大会とするためには、県庁全体でしっかり情報共有し連携しながら準備を進めていくことが大切だと考えています。そのため、4月17日には各振興局長に実施計画（案）を示して、地域資源や素材を活用したカルチャーツーリズムの推進、地域の活性化、人材育成等について各振興局での積極的な取組について依頼

いたしました。

また、庁内連絡会議（4月26日）、市町村担当課長・担当者会議（5月30日）、市町村ブロック別会議（6月16日）など、様々な機会を通じて庁内、振興局、市町村等と情報共有に努めてまいりました。

特に、庁内連携に関しては、政策企画委員会、部長会議の場におきまして、各部局に対して協力依頼を行う取組について、また文化祭を活用した芸術文化人材の育成、ブランド力向上の取組などについて議論しまして、しっかり検討を進めるとしたところです。

県庁内各部署との連携の具体例として、企画振興部とは、i i c h i k o総合文化センターあるいは県立美術館で実施します芸術文化ゾーン事業の企画、またカルチャーツーリズムを具体的に展開するための着地型旅行商品の造成等について協議をしているところです。

土木建築部においては、例えばリボン197という構想を進めていますが、会場までのアクセス道路・歩道の点検整備について協議検討を進めているところでございます。

各振興局につきましては、市町村の実行委員会にオブザーバーとして関わっており、地元関係者との調整等を進めているところです。

なお、各市町村実行委員会は6月23日時点で10市町で設立されています。残る8市町村についても7月上旬に立ち上がる予定です。県の実行委員会も一体となって、一層準備を加速させてまいります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**高橋企画・広報課長** それでは、資料の2ページをお願いします。国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭大分県実行委員会に係る専門部会の設置につきまして御説明申し上げます。

文化祭の準備に当たっては、県内外に効果的な広報を展開することや大分県に来ていただいた方々をしっかりとおもてなしすることが大事だと考えています。このため、これらの課題を具体的に検討することを目的として、新たに広報部会と観光・おもてなし部会の二つの専門部会を設置しました。

資料の3ページを御覧ください。

広報部会では、文化祭の機運醸成のため、効果的な広報計画の立案及び実施に関しての協力事項などについて、また観光・おもてなし部会については、観光客誘致、ツアー造成、参加者へのおもてなし企画に関する事項のほか、ボランティアの募集・活用、トラベルセンターの設置・活用に関する事項などについて協議をすることとしています。

二つの部会には、報道機関、交通機関、商工関係などの民間組織と市町村、県関係部署を構成員とし、先般、5月30日にそれぞれ第1回の会合を開催したところです。

広報部会では、例えばインスタグラムといったSNSとか、PR動画の活用、それからバスやタクシーを活用した周知の方法など、具体的で効果的な広報手法についても当日御提案を頂いたところです。

また、観光・おもてなし部会については、来県者への魅力あるツアーの提供、障がい者への対応、ふるさとガイド——県内に2千人ぐらいいるということですが、の積極的活用について御意見等を頂くとともに、特に障がい者への対応については、実務者会議を別途設けまして、ここで更に具体的な検討を行うとしたところです。

今後も、引き続き、部会員の皆様より専門的な御意見や御提案を頂きながら、開催に向けて準備を着々と進めてまいります。

**秋月事業推進課長** 第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会のオープニングステージの出演者募集について御報告いたします。お手元にお配りしている募集パンフレットをお開きください。

この大会は、来年の10月6日から11月25日までの51日間、県内各地で様々な芸術文化行事が開催されます。

10月6日のオープニングでは、芥川賞作家小野正嗣さんによる脚本、若手振付家のトップランナーであります穴井豪さんの演出によるオリジナルステージ「ヨロコビ・ムカエル？」で幕が開くこととなっています。今回、多くの方々にこのステージに参加していただきたいという思いから、出演者を一般募集しております。

応募資格は子どもからお年寄りまで、障がいのある方もない方も外国の方も含めて、大分県に縁のある方、練習に参加ができる方、そして何より、おおいた大会と一緒に盛り上げたいと思ってくれる方々を約150名募集いたしております。年齢も、舞台経験の有無も問わずに8月4日まで募集しているところです。

ステージ体験のワークショップを、8月21日、22日に行いまして、出演者の発表は9月6日を予定しております。出演者の皆様は、穴井さんの直接指導の下、本格的な練習に取り組んでいただくこととなります。

今回の文化祭は、街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り、新しい出会い・新たな発見、そして地域をつくり人を育てるの三つの基本方針の下、おおいた大茶会をテーマに、老若男女、障がいのある方もない方も誰もが楽しめる大会にしたいと考えています。

委員の皆様方におかれましても、是非お知り合いの方々に御周知いただくなど募集に御協力いただきますよう、また御出演もいただければ大変ありがたいと思っております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。何か御質疑はありませんか。

**麻生委員** お疲れでございます。今回、県内各振興局とか市町村とかいろんなところを回って、国民文化祭そのものを知らない、意識がないというのを痛感してしまっていて、一方で、もう500日を切ったと、日々カウントダウンの表示があるという部分も、県庁職員です

ら情報共有がなされていないのではないかなという気がしております、このままでは県民総参加の大茶会というテーマのことを考えると、状況はかなり厳しいなど。一瞬一瞬を大事にして準備をしていかなければ間に合わないということを痛感してまして、そういう意味で少し事務局の方でしっかりと整理し各部局に流す必要があるのではないかなということを痛感したところであります。

そういう意味で、前回どんな準備をして、どんなことをやったかというのが公文書として残っているものとか、各市町村でも残っているものとかいろいろあると思うんですよね。そういったものをしっかりまとめて、それを実行委員会であるとか、市町村実行委員会等々にしっかりと流す作業が要るのではないかな、これが一つ。

そして、前回やったときにレガシーとして残ったもの、そういったものもしっかり整理してお伝えをして情報共有することが大事だろうと思います。その上で、現在どのような準備段階まで入っているかということについてもいろんな方向で流してほしいと。その上で、2巡目を終わった後、その先はどんな動きが出てくるのかというものが見えるような方向性と言いますか、そういったものを早く示す必要があるのではないかな、このように思っていますので、そういう作業については是非頑張してほしいと思います。

先ほど資料1枚目で、庁内連携等の状況についての説明がございました。例えば、土木建築部についても、前回のときは会場周辺の草刈りをしたりとか、花壇を、フラワーポットをずっと並べたりとか、ガードレールの掃除をしたりとか、何かそういうのがあったと思うんですけど、今回、提案をしております沈墮の滝、京都国立博物館の沈墮の滝、雪舟が最初描いたというあの絵をもう一度県立美術館で展示し、カルチャーツアーとか、アートツアーという形で現地を訪れるというようなことをやったらいいんじゃないかなという提案をしておりますけれども、そういった場

合に、そこに行くのにあの周辺のガードレールって余りきれいじゃなかったんですね。今回の県内所管事務調査のときにそういうことを感じましたので、この際全部ガードレールを新品にやり換えるとか、何かそういったこともひっくるめて予算要求も土木建築部としてこれから準備に取り掛かるとかいったことも大事ではないかなと、一例を挙げればそういったことも必要ではないかなと。

あるいは時期が平成30年の10月6日から11月25日、秋の収穫シーズンです。ななつ星が走る沿線に、稲刈りでアートを作るとか、いろんな部分のおもてなしをやらうと思えばできるわけで、そういったことを農林水産部で何ができるかとか、食文化のおもてなしと合わせて、ようこそ大分へというようなインパクトのあるものをばんとやるとかいったことも大事でしょうし、そういった部分についても是非考えてほしいと思います。

私自身、自分ができる事ということで、自分の名刺に国民文化祭の日程をちゃんと書いています。国民文化祭を成功させようとか、盛り上げようというような言葉、まずはこういったことは県庁職員自らがやるべきことではないかなと、このように思っておりまして、そういった部分について提案とお願いと激励を申し上げて、もう一言でいいです。どちらでも。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 貴重**  
な意見をたくさんありがとうございました。

先ほど報告させていただきましたとおり、庁内連携、要するに時期的にも前回の5年ぐらいたった期間から比べると非常に短うございまして、先生御心配のとおり、非常に短い時間でどれだけ密度の濃い仕事をするかというのが大きな課題というのは十分承知いたしております。

先般、庁内の全体の部長会議等の席を通じまして、今、一部だけ御紹介しましたけれども、御指摘いただきましたようなことも含めて、各部何ができるかというので皆さん御提案を頂いて、これから実現に戻すという状況

になっております。これはまた随時、皆さんに御紹介できるようになると思います。

市町村も、やっと実行委員会が立ち上がる、7月7日が多分最後になると思います、全部が立ち上がる形になりまして、7月10日に国の実行委員会にその資料を持っていきます。その段階で一度目の固まったというんですか、もう皆さんにぼんと出せるものが出てまいると思いますので、改めてまた先生方にもお渡しできると思います。

何よりも、芸術団体の方の準備が始まっておりますので、どういう準備を進めているかということをお知らせするということをお知らせするというのが一番やっぱりいいと思っております。今回、広報委員会の中でマスコミの方もお入りいただいております、その辺も協力体制ということで力強い御協力を頂いているところでございますので、しっかり進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力お願いいたします。

**高橋企画・広報課長** 局長の後で大変恐縮ですが、もうまさにこの庁内連絡会議とか部会で具体的によろやく動き出したということで、我々も危機感を持ってやっております。特に庁内での情報共有というのは非常に大事だと思いますので、今申し上げたように、まず知事から各部に課題を投げ掛けろという大号令をもらって投げ掛けて、それに対する答えも各部ともかなり真剣に考えているという状況でございますので、その中でいろんな提案も出てきております。

ななつ星を活用したという話もあります。例えば、教育、高校生を活用してボランティア、外国のボランティアもお手伝いできるとか、そういった教育部門での協力あたりも出てきておりますので、これから形になってくるように我々も一生懸命頑張りたいと思っております。

**麻生委員** 今回2巡目ということなので、文化庁も注目していると。新たな文化の一石をどう投じるか、これが一番ポイントだろうと思っております。そういう意味で、先般、商工労働

部と一緒に大分エコセンターに行きましたが、とにかく物を捨てない文化、再利用する、4Rの文化があり、そこに障がい者の方とかアーティストも入って、ヘルメット潜水の素材で、竹かごを編む技術で物を作るというような新しいことももう既に模索が始まっています、そういう新たな何か文化の一石を投じるようなものを是非今回見出してほしいということが1点。

局長も女性ですし、今回、女性活躍とかいう流れの中で、是非国際レーシングドライバーの井原さんの、自分の壁を破るのが一番難しいという言葉をお紹介したいと思っております。今回の全国障害者芸術・文化祭は、自分の壁をぶち破るような、そういうようなきっかけとなるような文化祭にしてほしい、これは要望として強く申し上げておきたいと思っております。

**木付副委員長** 振興局が市町村の実行委員会のメンバーとして加わるということなのですが、そのメンバーはどういう人たちなのかということと、あと実行委員会は何れくらいの頻度で開かれるのかということですね。もう一つは、ゾーンを五つに分けていますよね、北部の方は祈りの谷で。やっぱりこれ東部と北部両方の振興局が関わるんですか、その辺の連携というか、統一のテーマを決めるのか、その辺はどう考えていますか。

**秋月事業推進課長** 市町村の実行委員会におきましては、それぞれの、当然、市長部局であったりとか教育部局が関わるのと同時に、地域の商工団体の皆様であったりとか、芸術産業の皆様であったりとか、そういった皆様方で地域の芸術、実行委員会の中身について検討するようになっていきます。企画を考える部局もあつたり、おもてなしについて考える部局をまたそれぞれ立ち上げて、どういった大会にしたら多くのお客様が楽しんでいただけるかというふうな、おもてなしも含めて検討していただいているところでございます。

振興局につきましては、それぞれの振興局長さんがその会議に出席するなどして、皆さんと一緒に中身を作りあげていくという体制

をとっております。

それぞれの実行委員会の回数ですけれども、実は一番最初に立ち上がりましたのが津久見市で、津久見市が平成28年の8月9日に立ち上がっております。それから順次立ち上がっている状況でして、今日で10市町村が立ち上がっております。7月7日までに全てが立ち上がるということにして、それぞれの熟度は少しずつ違うんですけれども、7月10日に国の実行委員会もありますので、それに向けて皆さん中身を詰めていただいているという状況になっております。

で、祈りの谷……

**木付副委員長** いやいや、たまたま国東のほうはそうやから。ほかのゾーンがあるじゃないですか。その辺をまたがっているところがあるでしょう、東部振興局と北部振興局と。そういうところの局同士の連携というか、どういうテーマでやるとか、そういうことはどう考えていますか。

**秋月事業推進課長** 私どもの方でそれぞれのゾーンごとの会議を開いております。その市町村の皆さんにお集まりいただくと同時に、それぞれの振興局にも一緒に入っていて、二つの振興局とそれぞれの市町村が一緒になって中身について協議を進めているところであります。

**木付副委員長** オブザーバーは局長だけですか。

**秋月事業推進課長** 会議のたびに地域振興部が入ったりとか、それぞれの担当者が入ったりなどして御意見を頂きながら進めております。

**堤委員** 先ほどの麻生委員の意見とちょっとダブる部分があるんですけども、国民文化祭ですから、いかに県民の方々がこれに参加をするかというのを力点に置いて、今、庁内連携のお話ですから、それは当然、庁内で連携していかないといけないというのは分かるんですけど、いかに県民の方々に興味を持って参加してもらうかという点は、この広報部会だとか、おもてなしの部会だとか、そういうと

ころが考えていくんだと思うんですけども、なかなか一般県民にはまだ浸透していないという問題も若干あると思うんですよね。そういう、一番お客さんとして来てもらう、また、それに一緒に参加するという県民の方々に対するアプローチというのは非常に重要になってくると思うんですよね。だから、そういうのを今後具体的にあと1年ちょっとですからね、どうやってやっていくのかなということと、また、障がい者の関係で言うと、広報で3機関入ることになっていますよね。機関というと多分団体というか、いろいろ障がい者団体だと思うんですけども、それに入っていない方々もいっぱいおられるわけですよね。ですから、施設とかいっぱいあるわけです。そういう方々のところにも主体的にどういう形でこれに関わって、つまり、障がい者の方々がメインとなった芸術・文化祭というのは一方であるわけですから、そういう取組をやるのが3機関だけで足りるのかなというのはちょっと危惧をするんですけれども、そこら辺はどうでしょう。

**高橋企画・広報課長** 県民参加の意識付けという御質問を頂きました。まさに今からエンジンをかけてやるということなんですが、一つは教育関係に声掛けをいたしまして、例えば、学校の生徒とか、それから保護者、そういった方々も参加できるような形で展開できないかというのを一つ考えてございます。

それからあと、ボランティアですね。これからどのくらいボランティアが要ると、どういう場面でやってもらうというのを調査いたしまして、ポイント、ポイントで参加をしてもらうということも考えてございます。

それから、今お手元にお配りしているアクターとしての、そういったところももっともっとマスコミ等も使いながらやっていきたいというふうに考えてございます。

**堤委員** 団体に入っていない人がいっぱいいますが、そういう方が中心になってやっぴかにやいかんわけだから、そういうところの取組はどうなっているか。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** まず障がい者の参加について、団体のことについてお尋ねいただいたと思うんですが、そもそも前回の企画に関して企画運営委員会という形で、今ここに3団体がおりますが、社会福祉協議会、身障者の施設協議会、それから知的障がい者の協議会、それから精神障がい、盲人、聴覚ということで、大体全体を網羅される形で代表の方に入っていて、協議する場というのは実は別にございます。そこでは全体の企画、障がい者に対してどれだけこれから文化という視点で障がい者の方々が活躍できるかということを中心に考えていただきますので、それ以外に今度は実際に文化祭を行うときの障がい者が県外から、若しくは県内で移動するときの取組をどうするかというふうなことで今回、観光おもてなし部会ということで、そのほかの代表としてお入りいただくという形になっております。

今後、その障がい者につきましては、参加のいろいろなお願いというのは、確かに在宅の方もいらっしゃるけれども、基本的には教育委員会を通しまして、特別支援学級、教育の場を通じてというのが一つ。それから、いろいろな施設に入っている方も含めまして、実際に芸術的な非常に能力がある方が隠れているんじゃないかというのがありますので、これと並行して、そういう掘り起こしの事業もやっておりますので、その中でどんどん広げていきたいということで取り組んでまいりたいと思っております。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、県内所管事務調査のまとめ及び諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局退室、総務部入室〕

**油布委員長** これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第64号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**幸行政企画課長** 第64号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は4ページですが、別途配布してあります総務企画委員会説明資料で説明させていただきます。

1ページをお開きください。

まず、1改正理由についてです。

本年4月に、第7次地方分権一括法が改正されました。その中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正され、図1のとおり特別支援学校への就学のための経費支弁に係る事務処理において、情報連携できる項目として、生活保護を受給しているかどうかなどの生活保護関係情報が追加されました。

生活保護関係情報の町村分については、県が保有していることから、図2のとおり、事務の迅速化・効率化を図るため、知事から教育委員会へ直接情報提供できるよう条例の一部を改正するものです。

次に、2改正内容についてですが、今回情報提供できる事務として新たに二つの項目を追加します。図3の区分の上段にありますとおり、5の2の項として、教科用図書購入費や学校給食費など、特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務及び

下段の8の項として、上記事務に準じて行うものとして条例で定めている修学旅行の付添人経費など、特別支援教育就学奨励費の支弁に関する事務において、それぞれ知事が保有する生活保護関係情報等を教育委員会に直接情報提供できるよう追加するものです。

最後に、3施行期日についてですが、公布の日としています。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

**堤委員** 今現在、生活保護制度の関係は具体的にはどうなっているの。マイナンバーの活用は、当然今からの話だけれども、今まではどうなっているか。

**幸行政企画課長** 今までは要するに網というか、先ほど申し上げましたように町村の関係の情報につきましては、教育委員会へ、こちらが情報提供するような形になっています。

**堤委員** 紙情報で今までやり取りしていたのを今度マイナンバーでやり取りするということですか。

**幸行政企画課長** 今回は、マイナンバーはこういった形で、法の中で提供できる形にまじりましたというのが一つあります。今回条例でお願いしていますのは、直接それでやりますと、図の2を御覧いただきたいんですけど、今のままで法改正だけのままですと、教育委員会が、まずは国が管理しております情報提供ネットワークシステム、これを通じて知事部局に入りますので、システムを介在していくということに止まってしまいます。それを、先ほど申し上げたように事務の迅速化をするためには直接やり取りができるというふうにする必要がありますので、条例でそういった取組について規定してございます。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決

することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**堤委員** マイナンバーの拡大につながってくる問題は、ビッグデータになるわけで、情報が漏れるという問題も出てくる。そういう点では反対せざるを得ませんから異議を出します。

**油布委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**油布委員長** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案大分県個人情報保護条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**石松県政情報課長** 第65号議案大分県個人情報保護条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は6ページですが、説明は総務企画委員会説明資料でさせていただきます。資料の2ページをお開き願います。

まず、1の改正趣旨の上から二つ目の丸印を御覧ください。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法——行政機関個人情報保護法は国の機関の情報保護法です。これらが、改正・施行されまして、個人情報の定義につきまして、マイナンバー等の個人識別符号が個人情報であることなど、個人情報の定義が明確化されました。

これは、昨今のカーナビ等の位置情報やスマホの購買履歴といったパーソナルデータを含む情報がビッグデータとして利用される、そういった状況が拡大する中、保護すべき個人情報を明確にすることで、個人情報の保護を図ることを目的とするものでございます。

次に一番下の丸印にありますように、本年7月から、マイナンバー制度における情報連携が本格運用されることを踏まえまして、本県におきましても、個人情報保護条例を改正

し、マイナンバーなどの個人識別符号が個人情報であることを明確にする、そして国の機関が取り扱う行政機関個人情報保護法との整合を図るものでございます。

続きまして、2の改正概要を御覧ください。

(1)の個人情報の定義の明確化ですが、現行の条例の定義におきましては、個人情報を「生存する個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定義しております。一つは、この中の「その他の記述等」の部分につきまして、資料の改正点でお示ししておりますように「文書、図画に記載されたもの、電磁的記録により記録されたもの、音声、動作その他の方法で表された一切の事項」を「その他の記述等」の語句の後に括弧書きで定義し、その他の記述等の内容を今までより明確にするものです。また、個人番号等の個人識別符号が個人情報であることを明確にするため、個人情報の定義に、マイナンバー等の個人識別符号を新たに追加するものです。

(2)の関係条例の整備についてですが、大分県情報公開条例中の個人情報の定義について、個人情報保護条例の改正に併せて改正するなど、関係条例の整備を行うものです。

最後に、改正条例の施行日は、公布の日としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**油布委員長** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第66号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第66号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書は8ページですが、説明資料の3ページをお開きください。

雇用保険制度において、リーマンショック時に暫定的に創設された失業等給付の延長措置の終了に伴い、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を延長する暫定措置を新たに実施するとともに、災害により離職した者の給付日数を延長する措置を恒久的に実施すること等を定めた雇用保険法の一部改正が行われたことから、雇用保険法に準じた制度である本条例の中の失業者の退職手当制度について、規定の整備を行うものであります。

まず、失業者の退職手当制度についてであります。公務員の場合は、雇用保険の適用対象外となっております。

そのため、雇用保険法における失業等給付——いわゆる失業保険ですが、これは受給できませんが、雇用保険法の失業等給付相当額(B)を受給できると仮定したときの金額より退職時の退職手当(A)が低い場合であって、職員が退職後に公共職業安定所——ハローワークで求職活動を行い、ハローワークの認定を受け、県に失業者の退職手当を請求した場合には、網掛け部分の差額分B-Aを失業者の退職手当として支給するという制度でございます。

1の改正内容についてであります。いずれも失業者の退職手当の受給者を対象とした制度の改正であります。

まず、(1)につきましては、①が災害に

より離職した者等の給付日数を、原則60日、最大120日延長するものであります。

続いて、②が雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を5年間の暫定措置として60日延長するものであります。

なお、いずれの延長給付制度につきましても、特定退職者であることや障がい者であることを前提条件としております。特定退職者とは点線囲みの中にありますとおり、職制の改廃等により廃職又は過員を生じた場合の免職や、心身の故障による免職などにより退職を余儀なくされたものでありますので、いわゆる自己都合退職者は延長給付制度の対象者とはなりません。

次に(2)につきましては、現行では失業者の退職手当の対象者がハローワークを通じて就職し、そのために転居を要した場合は移転費を支給することとしていますが、地方公共団体や国の許可を得た民間の職業紹介事業者の紹介した職業に就くために住所を変更する者に対しても移転費を支給するものであります。

なお、失業者の退職手当制度の対象となるためには、退職時に受給した退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額を下回る必要があるため、特定退職者で失業者の退職手当制度の対象者となった退職者はこれまで発生しておりません。

また、移転費の支給実績もありませんが、雇用保険法と同様の規定を設けるという趣旨から法改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

最後に、施行期日につきましては、(1)については公布日、(2)については雇用保険法と合わせて平成30年1月1日としております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などは

ありませんか。

**志村委員外議員** こういう案件というのは、都道府県とか市町村も一斉にしてという意味ですか。この原案はどこが作るわけですか。

**藤原人事課長** 今回、雇用保険法の改正ですから……。

**志村委員外議員** 改正は厚生労働省でしたか、もともとは。

**藤原人事課長** そうです。

**志村委員外議員** それで変わったということを受けて変えるということでしょう。そこを言ってくれば、異議があるわけじゃないよね、やっぱりしっかりと法律が変わったから切り替わると、こういう意味ですよ。

**藤原人事課長** そうです。

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** お手元の資料の4ページをお開き願います。議案書は10ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

なお、当該法律中、本年4月1日から施行される規定については、3月31日付けで専決処分により改正しましたので、後ほど報告させていただきます。

主な改正内容について説明します。

1の車体課税の見直しについてですが、自動車取得税及び自動車税においては、より燃費性能等の優れた自動車の普及の観点から、燃費性能に応じた税率の軽減措置を設けています。

29年度の税制改正では、軽減の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、燃費性能に重点化した軽減の見直しが行われた上で、2年間延長することとされています。

このうち30年4月1日施行となる部分について、今回改正を行うものです。

次に2の待機児童の解消のための税負担の軽減についてですが、保育の受皿を整備促進するため、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び定員が5人以下の事業所内保育事業に係る不動産取得税の課税標準の特例措置として、不動産の取得価格から控除する額を現行の2分の1からわがまち特例によって、3分の2に拡充するものです。

このわがまち特例は、平成24年度から導入された制度であり、正式名称を地域決定型地方税制特例措置と言います。従来は国が法律で一律に定めていた課税標準等の特例割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができるようにする仕組みです。

3の居住用超高層建築物に係る課税の見直しについてですが、いわゆるタワーマンション—高さが60mを超える建築物、大体20階相当ものですが、これに係る不動産取得税について、税負担の公平性の観点から、これまでは各区分所有者ごとの税額を算出する際に専有床面積を用いていましたが、実際の取引価格は高層階ほど高く、低層階ほど安くなる傾向にありますので、これを踏まえて高層階ほど高くするという補正の見直しを行うものです。

4その他の①は、災害等のやむを得ない理由により、電子情報処理組織を用いて行う申告等ができない納税者が多数にのぼる場合、対象者及び期日を指定して申告等の期限の延長ができるようにするものです。

県税では、法人二税の申告で使用していますe L-TAXにおいてシステム障害等が発生し、申告したくても申告等ができない場合がこれに該当します。

4の②は、現在、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人として、

地域環境ネットワークを条例指定していますが、その指定期間が平成29年9月30日までとなっており、当該法人から更新申請がありました。その審査の結果、指定期間を5年間延長するものです。

4の③は、個人県民税の配偶者控除等の見直しが行われましたので、新たに同一生計配偶者の区分が設けられたことに伴う用語の見直しです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日としますが、2と4の①は公布日とし、4の②については、平成29年10月1日、4の③については、平成31年1月1日となります。以上でございます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

**堤委員** 2番の待機児童の解消で不動産取得税の課税標準というのがありましたね。この不動産取得税の課税標準というのは、大体その実勢価格になるのかな、それとも、固定資産税評価額になるのかということと、あと固定資産税のこういうふうな減税というのは同じように市町村でもあるのかという2点教えてください。

**吉富税務課長** 大体新築の分でいきますと、一般的に木造以外は県税事務所が評価をします。先ほど言われたのは不動産の価格なんですけど、大体は固定資産評価額です。それと市町村における状況なんですけど、現在うちの方で、私の方で把握しているのは、大分市と豊後大野市が固定資産税の方を深掘りというんですか、3分の2に拡大するというのを聞いております。

**堤委員** これはもともと地方税法の改正によるんだから、固定資産税もいつかというのか、今年度中には全てのところで改正することになるのか。

**吉富税務課長** 先ほど言いましたとおり、わがまち特例というのが自主的に決めなさいということになっていますので、それぞれの市町村が必要だと考えるかどうかということに

なっております。

**堤委員** はい、分かりました。

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 議案書は18ページですが、お手元の資料の5ページをお開き願います。

1の改正理由についてですが、地方交付税の減収補填制度が適用される場合を規定している山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等について、適用期間の延長等の改正がなされ、平成29年3月31日に公布、本年4月1日から施行されたことに伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の改正内容についてですが、(1)の適用期限の延長について、過疎法、離島振興法、半島振興法及び山村振興法に基づき実施している、県税の課税免除又は不均一課税の適用期限を2年間延長する——平成29年3月31日から平成31年3月31日までとすることとしています。なお、企業立地促進法については、今年度法改正により内容の見直しが行われることから、1年間の延長としています。

次に、(2)の対象業種の見直しについてです。過疎法において対象となる業種について、これまで適用実績のなかったコールセンター等の情報通信技術利用事業を除外し、過疎地域における雇用の増大を図るため、農林水産物等販売業を追加するものです。

以上の改正についての施行期日ですが、不利益とならないよう29年4月1日に遡って適用することとしております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**油布委員長** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案平成29年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**島田総務部長** それでは、第76号議案平成29年度大分県一般会計補正予算(第2号)の歳入全般について説明いたします。

追加上程分の議案書——左上に第76号議案と記載のある薄い議案、の1ページを御覧ください。

今回の補正額は第1条にありますとおり、14億4,524万円の追加であり、既決予算に別途上程している補正第1号を加えた累計額は6,131億6,970万9千円となります。

今回の補正予算案は、別途お配りしております総務企画委員会資料の6ページの冒頭にありますとおり、これまで、既決予算及び予備費で応急対応してまいりました豊後大野市朝地町綿田地区の地すべり災害における工事費等を計上し、災害対策に万全を期そうとするものです。

1の補正概要にありますとおり、補正予算

案の総額は、先ほど申し上げましたとおりで、累計額は、昨年度の6月補正予算額と比較しますと、マイナス1.2%となります。

昨年度は熊本地震関連事業の補正がありましたので、このような増減になっております。

次に、歳入について説明します。

平成29年度補正予算に関する説明書（補正第2号）の2ページをお開き願います。

今回補正するのは、上から2番目の国庫支出金9億5,616万円、三つ下の繰入金5,908万円、その三つ下の県債4億3千万円となります。

その内訳については、5ページをお開きください。

第9款国庫支出金9億5,616万円は緊急地すべり対策事業費補助金――補助率3分の2ですが、こちらの補助金であります。

9ページの第15款県債4億3千万円は、同じく緊急地すべり対策事業費に充当するものです。

1枚お戻りいただいて、7ページをお願いします。

第12款繰入金5,908万円については、今回補正する地すべり関連経費のうち、国庫支出金や県債を充てた上で、なお不足する県負担分について、財政調整基金を取り崩すものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案のうち、

本委員会関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**島田総務部長** 第2号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について御説明申し上げます。

お手元の議案書の28ページをお開きください。

今回の補正予算は、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や、退職者数の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を3月31日付けで行わせていただいたものです。

29ページを御覧ください。

第1条にありますように、今回補正した額は、11億2,129万円の増額で、これにより、平成28年度の一般会計予算額は、最終的に、6,043億8,048万6千円となります。

その主な内容ですが、次の30ページをお開きください。

まず歳入です。第1款県税ですが、右から2列目補正額欄にあるとおり、総額で10億7,600万円の増額です。これは、第2項事業税が、法人事業税の12月、1月決算法人分の確定等により、3億3,396万4千円の増となったことや、第3項地方消費税が、原油等の輸入貨物に課税する貨物割の増などにより、5億6,319万1千円の増となったことによるものです。

この結果、県税の累計額は右端の計欄のとおり、1,230億7,600万円となります。参考までにこれを27年度の最終予算と比較すると、26億2,600万円の増となります。

その下、31ページを御覧ください。

上から5行目の第3款地方譲与税5,23

6万円の増については、地方揮発油譲与税などが確定したことによるものです。

下から2行目の第5款地方交付税7,251万4千円の減については、特別交付税に関して、熊本地震に伴う旅館等の改修補助であるグループ補助金分の一部が、繰越により29年度の措置になったことなどによるものです。

次に、総務部関係の歳出について、33ページを御覧ください。

一番上の第2款総務費第1項総務管理費1,226万6千円の増額は、知事部局職員の退職者数の確定に伴う退職手当の増によるものです。

34ページをお開きください。

第13款諸支出金第1項積立金18億円は、県全体の歳入の増や歳出の不用額を、安定的な財政運営や県債残高の抑制、県有施設の計画的な保全に備え、減債基金に10億円、県有施設整備基金に8億円積み立てるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第3号報告大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 第3号報告大分県税条例の一部改正について、御説明します。

お手元の資料の7ページをお開き願います。

議案書は35ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されましたが、当該法律中、本年4月1日から施行される部分があることから、専決処分により、当該規定に係る大分県税条例の一部を改正したので報告します。

改正内容については、車体課税の見直しについてです。

自動車取得税及び自動車税においては、より燃費性能等の優れた自動車の普及の観点から、燃費性能に応じた税率の軽減措置を設けていることにつきましては、先ほど御説明したとおりです。

29年度の税制改正で、軽減の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直すものですが、表にありますとおり燃費性能に重点化した軽減の見直しを2段階に応じて行うこととなっております。このうち、太枠で囲んだ分が、29年4月1日施行となるものについて専決処分を行ったものです。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本報告は、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本報告は、承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明を求めます。

**島田総務部長** 報告に先立ちまして、一言御礼申し上げます。

委員の皆様には、6日間に渡り、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査をしていただきました。常任委員会の視察としては初めてではないかと伺っております。姫島村に調査に来ていただきまして、6日間の過程で様々な御意見をいただいたと伺っています。私どもといたしましては、いただいた御意見をこれからの施策、事業にできる限り反映していきたいと思っております。

本日は、特に多く意見をいただきました地方創生を担う人材育成について、担当課長から報告いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

**藤原人事課長** 財団法人大分県自治人材育成センターの状況と地方創生を担う人材の育成について御報告いたします。

資料の8ページを御覧ください。

財団法人大分県自治人材育成センターは県内の自治体職員の人材育成に関する事業を行い、自治体職員の資質の向上及び公務能率の向上を図ることを目的に平成26年に設立し、現在4年目を迎えたところです。

地方分権が進展し、行政ニーズが高度化・多様化する中、住民に身近な行政サービスを提供する県・市町村の役割は益々増大しています。そのため、自らの判断と責任により、地域における様々な課題に対応する行政能力の向上が一層必要となっています。

そのため、当センターでは県職員と市町村職員が共に学ぶ合同研修を実施しています。合同研修では受講者間のネットワークの構築や県・市町村共通の行政課題の解決に向けた連携・協力に効果が期待されることから、センター設立前の平成25年度と比較した場合、講座数、受講者数ともに大幅に増加し、今年度は38講座、3,188名が受講する予定となっています。

このように、センター開設以来、研修一元化によるメリットをいかし、効果的、効率的な研修の実施に努めてきましたが、併せて研修の質の向上も図っていく必要があります。

例えば合同研修の一つである地域政策スク

ールは、県職員と市町村職員が少人数で主体的・自発的に能力開発を行い、政策形成を基礎からしっかり学ぶことができることから、参加した職員からは達成感や充実感を得たとの声が寄せられるなど大変有意義な研修となっています。

また、昨年8月に日田市で開催した全国自治体政策研究交流会議を契機に、職場内外で幅広いネットワークを構築し、自主活動や地域活動に取り組む気運を継続的に醸成させていくことが求められています。

そのため、今年度から自治人材育成センターの研修を活用し、県・市町村双方でこれからの自治体職員に求められる自ら学ぶ精神を養い、地方創生の実現に資する人材育成を強化しました。

県では、大分県人材育成方針に掲げる自ら考え自ら行動する職員の育成に向け、職員が主体的・自発的に能力開発を行う自主研究を支援する大分県庁自主活動グループ研究支援事業を開始し、今後、他の自主活動グループとの交流や先進地視察などを通じ、主体的に自主活動に取り組んで行く予定としています。

また、市町村振興課と自治人材育成センターが連携して、市町村の人材育成担当課や志ある若手職員、県職員に対し、自主活動の意義や県内外の先進事例の紹介、活動支援制度などを説明し、新たな自主研究グループの設立や既にある自主研究グループの交流、活性化を進めているところです。

活動支援事業については、既に2グループに対し交付決定がなされており、その他にも県と市町村職員双方で構成する自主活動グループなどが事前協議を進めているところです。

更に今年度は、活発に自主研究に取り組む県や市町村の職員に対して、自治人材育成センターが主催する地域づくり交流塾への参加を呼びかけ、地域づくりの事例研究や自主研究活動の先進地視察などを通じ、他団体との交流を支援していくこととしています。併せて、2月には自治人材育成センターが主催する創生人材交流・学習会において1年間の活

動報告を行うこととしています。

広域自治体である県と住民に最も身近な基礎的自治体である市町村では、それぞれの役割や職員に求められる資質・能力は異なるところもありますが、地方創生は共通の課題です。今後の地方創生を担う人材の育成に向け、引き続き支援してまいります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**木付副委員長** 活動助成金15万円、2団体に交付しているということですが、具体的にどういったことに使われておりますか。

**藤原人事課長** 現在、既に交付している団体と言いますと、一つは農業の職員が構成する団体があります。具体的なテーマとして、戦略的な販売をいかにしていくかといったテーマで行っている団体が一つ。もう一つは、これまで人材育成センターの研修を受けた卒業生が対象者で、それは県、市町村職員全部入っておりますけど、そういった人たちがやっぱり自主連携というテーマで自主活動を行う、そういう2団体が現在対象になります。

**木付副委員長** 15万円の具体的な使い道というんですかね、それはどういうふうに。

**藤原人事課長** それは具体的にはこれからその団体が講師を呼んだり、自分たちが先進地に行って勉強したり、そういったように充てるものであります。

**麻生委員** 今回、地方創生を担う人材育成ということで、研修にスポットを当てた報告をいただいたんですけどね。今回、国民文化祭とか、いろんなメガイベントがめじろ押しで、ずっとこれから続くわけですから、そういった事業そのもので市町村との連携とか、そういった機会に仕事を通じて、是非この地方創生を担う人材育成と地域の方もひっくるめて、やっぱり足元をしっかりと見据えてやるような、今までにない形の切り口からの取組を是非模索していただければと思います。そういう意味では、もう来年に差し迫った国民文化祭、準備の方も今一生懸命これからやろうとしているけれども、前回のときは5年かけてやっ

たのを今回1年で、残り1年ないという状況の中でやるわけですから、是非そういう機会を通じて、仕事をしながらやっていただければなど、このように思います。だから、そういう意味では、自治人材育成センターでワークショップ的なやり方での会議とかもおもしろいのではないかなと思っておりますので、是非頑張ってもらいたいと思います。

**玉田委員** 先ほどの木付副委員長の関連ですけれども、自主活動グループの活動支援、この15万円は継続して毎年度やられるという、そういう設定でいいんですか。

**藤原人事課長** 29年度から開始をした事業でございますので、効果を見ながらということにはなりますが、趣旨が自主活動支援ということですので、引き続き取り組んでいくべきだろうというふうに思っております。

**玉田委員** 今年度は2団体で、今年度中にまた増やすという点もあるんですか。

**藤原人事課長** 2団体以外にまだ今のところ要望は幾つか上がっております。これから内容を審査しながら採択できるかどうかというのを決定していくと思います。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**幸行政企画課長** 総務企画委員会説明資料の9ページを御覧ください。

指定管理者の更新について御説明します。来年度更新する施設については、それぞれの施設を所管する部局が関係する土木建築、文教警察委員会において説明していますが、総務部が指定管理者制度全般を所管していることから、更新対象施設の概要やスケジュール等について説明させていただきます。

なお、企画振興部所管の施設の詳細については、後ほど企画振興部から御説明します。

まず、1 更新施設についてです。

本県では平成18年度からサービス向上と経費削減を図るため、指定管理者制度を導入していますが、今年度末に更新時期を迎える5施設についても引き続き指定管理を継続するものです。

次に、2 選定単位についてですが、大分県立総合文化センターと大分県立美術館、大洲総合運動公園と大分県立総合体育館については、より効率的・効果的な管理運営を図るため、前回と同様、一体的に選定することとしています。

3 任意指定の理由についてです。公募を原則としますが、今回更新する施設については、現在の指定管理者を任意指定することとしています。

その理由としましては、大分県立総合文化センター及び大分県立美術館については、平成25年2月の大分県芸術文化ゾーン創造委員会答申で、両施設を一体的に大分県芸術文化スポーツ振興財団に指定管理させることが望ましいとされていること、また平成30年に開催される国民文化祭、障害者芸術・文化祭は両施設が主会場となることも踏まえまして、県と十分な連携がとれる大分県芸術文化スポーツ振興財団を引き続き任意指定することとしています。

大分県リバーパーク犬飼については、隣接する豊後大野市の施設と一体的かつ効率的な管理運営を図るため、豊後大野市を引き続き任意指定することとしています。

大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館については、大分県立総合体育館が、平成32年度に大分市へ移譲する予定であることから、それまでの2年間大洲総合運動公園と併せて、現在の指定管理者であるファビルス・プランニング大分共同事業体を任意指定するものです。

次に、10ページを御覧ください。

4 目標指標等についてですが、施設の設置目的に沿って目標指標及び目標値を設定することとしています。

続いて、11ページを御覧ください。

今後のスケジュール案についてですが、7月下旬にパブリックコメントを開始し、8月下旬まで意見募集を行うこととしています。その後、有識者から意見聴取したうえで、第3回定例会において債務負担行為予算議案、第4回定例会において指定管理者指定議案について御審議いただくこととしています。

**油布委員長** ただ今の報告について、何か御質疑はありませんか。

**麻生委員** 指定管理者、もうこれはこれで特段反対するとか、そういったことではないんですが、県立総合体育館であります。一方で、今建設中のアリーナ、それとの関連が今後出てきます。今もう建設に着手しているわけですけども、正直言って国際大会とかを誘致しようと思えば、2年先にはオープンするわけで、もう既に準備しておかないと間に合わないんですよ、国際大会とか大きな大会というのは。そのためには、2年先の話を、どことどういふうな話をすればいいのかというのがまだ全く分からないものですから、競技団体の責任者としては非常に困っているというような話もちよこちょこ聞き始めています。例えば、空手の世界大会を大分で開くとかいったことが今後あり得るわけであって、その準備には2年、3年掛かるんです。であれば、当然、それも視野に入れて、この指定管理というのがこれから進められるのかな。建設に関しても、費用負担も市と県で連携を図ってやったわけですけども、新たなアリーナと、大洲の今ある体育館もリニューアルしたりいろいろするでしょうけど、窓口は一本化して、一方が空いていなければもう一方に頼むとかいったことも連携を図って大分にいろんな大会が誘致できるような形に持っていく必要があるかと思うんですが、その辺の基本的な考え方とか、課題認識としてどういふうに思っていらっしゃるのか、分かれば教えてください。

**幸行政企画課長** 先ほどおっしゃられたアリーナにつきましては、所管が教育委員会の方

にございますので、その辺の誘致対応については担当課の方で進めていただいていると思っております。先ほど言われた指定管理につきましては、運営の内容とか施設内容等、この辺を踏まえまして、今後、直営で行うか、あるいは指定管理で行うかというのを検討していきたいというふうに考えております。

**麻生委員** 是非ね、せつかくいいものができるわけですから、そういった課題について早目に方向性を出して、窓口も一元化して、ばしっといろいろ受けられるように準備をしてほしいなと思います。もう、一歩も二歩も先に行っておかないと、2020年の東京オリパラについて、全国各地の自治体というのは物すごい動きをしていますので、その競争にもはっきり言って乗り遅れていると言っても過言じゃありませんので、そういった競争に打ち勝つ、自治体間競争に打ち勝つような準備をしてほしいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

**尾島委員** 指定管理は、いわゆる経費の縮減と住民サービスの向上という二本柱があると思うんですが、10ページに今、目標指標が掲げられていますよね。ちょっと気になるのが県立美術館なんです。5年間の指定ということに今後なるわけですが、ここの目標値が年間50万人、この値は既に総合計画の中に掲げられた目標なんだろうが、実際問題として、来年度、国民文化祭ではある程度U字回復が見込めるんですけど、その後、足掛け5年間ということになると、かなり厳しい、ある意味目標の高い数字ではないかと思うんですけど、その辺、長計との整合性もあるんですけど、総務としてどうお考えですか。

**幸行政企画課長** 開館初年度におきましては、63万人入場がありました。昨年度は目標値を下回っておりますが、残念ながら昨年度は熊本地震等による影響が前半あったというふうに伺っております。後半については持ち直しておりますので、現時点では目標の50万人に対してしっかり運営をしていただきながら誘客に努めるというふうに伺っております。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**麻生委員** 先ほど福祉保健生活環境委員会の審議の最中に、大分県の県有財産条例に関して、動物愛護センター、あれの資産に関わる議決要件ですね。議決要件の面積と額に関して、例えば、面積要件は今回議決案件に入っていないけれども、額は超えていると。しかし、議会への議決はなしで進むということだったようなんですが、丁寧な感覚からすると、どちらか、又はの方で議決要件であってしかりかなという思いもあつたんですが、その辺の背景とか何か法的なものとか、どういうことなのかという、ちょっと何かその辺が、より丁寧ということであれば、又はで説明があつて、議決要件にしてもいいのかなと思つたもんやから、ちょっとその辺、分かれば教えてください。

**佐藤財政課長** 土地については自治法を基準として条例で面積が2万平米以上という規定を条例上で設けております。今回の土地自体が1万9,500平米でしたので、それを当然やはり報告として報告すべき案件だと思いますので、それは失礼いたしました。

建物については、不動産として7千万円以上の建物であれば議決要件になりますので、今回の取得ということで議案を上げさせていただいておりますけれども、当然、一体として動物愛護センターの整備に係る説明を福祉保健生活環境委員会の中でしていただいた方が丁寧な説明であつたのだと思います。私どもの方からも担当の方には申し添えておきます。

**麻生委員** それは丁寧に説明していたんですけどね、議決要件なのかどうかという条例上の、全国一律でそういう条例になっているのか、それとも、大分県としての条例は、又はでも議決案件とするというようなことが可能

なのかどうかという、その辺はちょっと伺っていない。だから、より必要とあるならば、又はでも条例改正によって、県条例改正によって議決要件とすることができるのかな、どうなのかなということを知りたかったんです。

**佐藤財政課長** 県の条例自体は、自治法に沿ったところで条件を設定しております、ちょっと全国を調査していたわけじゃないんですけど、恐らくどこの県も同じ形ということになっております。

**麻生委員** はい。分かりました、結構です。

**油布委員長** それでは、ここで今月末をもって退職される島田部長に、委員会を代表しまして一言御礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔島田総務部長挨拶〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

ここで、暫時、休憩します。

午後 2 時 3 6 分休憩

午後 2 時 4 1 分再開

**油布委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第 6 9 号議案ふるさとのおおいた応援基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 第 6 9 号議案ふるさとのおおいた応援基金条例の一部改正についてでございます。

議案書には 2 0 ページに記載されておりますが、お手元の資料により、説明させていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

まず、この基金条例の概要ですが、平成 2 0 年から、大分県に対し貢献し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、ふるさと大分を守り元気づける施策を推進するため、ふるさとのおおいた応援基金を設置しています。

次に 2 の改正理由です。平成 2 8 年 4 月、地域再生法が改正され、地方創生応援税制、

いわゆる企業版ふるさと納税が創設されました。

大分県では、平成 2 9 年 3 月 2 8 日付けで、企業版ふるさと納税を活用した、県内外の大学生等の県内就職を促進するための奨学金返還支援の地域再生計画——おおいターン応援プロジェクトが内閣総理大臣の認定を受けました。このため、県外企業からの寄附金を基金に積み立てることができるよう、条例の設置目的について、県内に就業した大学生等の奨学金の返還を支援することを明確化する改正を行うものです。

企業版ふるさと納税の概要ですが、地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附を行った企業について、課税の特例措置が設けられています。例えば、1 0 0 万円寄附した場合ですが、通常は損金算入による約 3 0 万円の軽減ですが、企業版ふるさと納税では、更に税額控除があり、合わせて約 6 0 万円分の軽減措置となっています。ただし、ふるさと納税ですから、県外企業からの寄附が優遇の対象であり、県内企業の寄附には優遇措置がありません。

また、企業版ふるさと納税では、受けた寄附金は受けた当該年度の事業費に充当することとし、基金に積み立てることは原則として認められていません。ただし、条例で基金の用途などの目的が事業単位で特定のもののみに限定されていることが明確に定められていれば、基金への積立は可能とされています。

このため、今回、条例改正を行いたいと考えています。

3 の改正内容は、御覧のとおり、1 号、2 号と号建てとし、1 号において、県内に就業した大学生等の奨学金の返還を支援すること、明記することとしています。

4 の施行期日は、公布の日です。

5 の今後のスケジュールですが、基金条例改正後、速やかに寄附金の募集を開始いたします。そして、年度末の平成 3 0 年 3 月に寄

附金を基金へ積み立てることとします。奨学金の返還支援は、来年度を予定しています。奨学金の返還は、半年間返済猶予の期間がありますので、平成30年10月から寄附金を活用した奨学金返還の支援を開始することとしています。

次に、おおいターン応援プロジェクトについて、御説明します。お手元のリーフレットを御覧ください。

この奨学金の返還支援ですが、中ほどにありますように、若者の県内定住の促進、県内中小企業の人材確保、次世代を担う若者への経済的支援を目的としています。

支援する金額、助成額は、一人につき、6年間で最大122万4千円を予定しています。人数は1年に35名を予定しています。

対象者は、デザイナーや音楽講師など、県内の芸術文化関連の中小企業に就職した方、あるいは、研究者、開発技術者、製造技術者、情報処理・通信技術者として、県内の中小製造業、中小情報通信業に就職した方です。

県内外の大学、高等専門学校を卒業した方を対象とします。なお、芸術文化分野では短期大学も対象とすることとしています。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**堤委員** 改正案の設置の(1)奨学金の返済は122万4千円ですが、(2)のふるさと大分を守り元気づける施策、ちょっと抽象的なんです。具体的にはどういう活動ですか。芸術文化とか、そういうのをしたところにあげるのか、個人にあげるのか、それともNPOにあげるのか、そこら辺どうなんですか。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 具体的に言いますと、イオンさんの方から小規模集落に対しての支援という形で寄附金を頂いております。それがこの(2)番の部分に充てることになります。

**堤委員** ということは、企業がどういうものに充てて頂戴と、これで奨学金に充てて頂戴というのを一々言うわけ。例えば、イオンはそういうふう言うてきたの。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 企業版ふるさと納税を積み立てる基金という形で、基金は一つなんです。そこに入ってくるお金の、入ってくる先が違うと言いますか、いろんな企業さんからお金を頂くような形になるんですが、企業版ふるさと納税についてはあくまでも我々が奨学金返還支援に対しての寄附金をお願いしますというものを企業版ふるさと納税として頂くように。それ以外、先ほど言いましたイオンさんの好きっちゃWAONの御利用した金額に応じて頂く寄附金についても、一応この基金の中には入れさせていただくというふうな形です。

**堤委員** だけど、元気づける施策というのは具体的にどういうものですか。小規模集落で応援するよというのが一つそうでしょう。それを誰が判断するの。結局、その課が判断していくの。

**廣瀬企画振興部長** これ、ふるさと大分を守り元気づける施策ということで、特定の事業じゃなくて、幅広く頂いた寄附金を使えるよということ、幅広い形で使えるということ、こういう表現にしているんです。委員言われているように、どこに使うというのを決めないという意味で、その代わり、ふるさと大分のために役立ててくださいよという寄附者が言うことに対して、いろんなことで使えるよという、そういう趣旨なんです。ところが、今回のふるさと企業の部分については、もっと具体的に事業を決めないと、基金には積みませんよというのが国の方針なので、それで具体的に今回は大学生の奨学金の返還というのを打ち出したと、そういう経緯です。

**堤委員** 県がいろいろ施策するので、そのお金使っていいよということで、つまりNPOが作ったところに補助金を出すんじゃなくて、県がいろいろとするのにこれを使うということなわけね、簡単に言うと。

**廣瀬企画振興部長** そのとおりです。県の事業に使う。

**尾島委員** ちょっと納得できないところがあ

るんですけど、今のイオンさんの例を見ると、ふるさと応援のための納税と言いながら、指定寄附みたいなどころがありますよね。その小規模集落の活性化のために使ってくれというふうな意図があれば、ある意味、自治体がもらうときの指定寄附みたいなどころがあるんですけど、入ってきたお金を基金に積み立てるのはいいとして、今度実際に使うときにどういうふうな使い方をするんですか。イオンさんのお金を例えば1千万円基金がたまれば、そのうち100万円はイオンさんのお金だと。イオンさんは明確な意図を持って寄附をされていますから、入ってくれば、こっちの勝手じゃというわけにはいかん。その辺はどうなんですか。

**岩崎地域活力応援室長** 先ほどの里の暮らし、小規模集落対策の事業でございますけれども、予算全体が6,600万円になっていまして、イオン様から頂いている分が100万円ちょっと超えるんですけども、財源に充てさせていただきます。

それから、活動についてはどういう決め方というお話がありましたけれども、各振興局にその割り当てをし、具体的に事業をやるのは地域の協議会とか企業様になるんですけども、地域で各部会を設けていまして、自治会の会長さんだとか、福祉の関係の方とか、そういう部会の中にお諮りして、これはいいだろうというやつについて予算を配分して補助金として差し上げているという形になっております。

**尾島委員** 一旦基金に入ったお金を100万円、さっきの6千万円の財源の中に拠出するという制度になっておるんですね。

**岩崎地域活力応援室長** そうですね、はい。

**尾島委員** はい、分かりました。

**木付副委員長** 支給の対象者が大学生等がついていますが、これはまず高校も入るのかどうかということと、もう一つ、こっちの対象者ですね、これ、ある程度業種を絞っているんですが、例えば、建設技術者だとか、あと輸送の関係とか、そういうところに就職し

た人はもらえないんですか。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 大学等としておりますけれども、高等専門学校も入れております。それと、芸術・文化につきましては短期大学も対象という形にさせていただいているところです。

**木付副委員長** 高校生は入らないと。高校生で奨学金もらった人。2番目の質問。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 業種は絞らせていただいております。県内で大学等を卒業された方々の就職と言いますか、県内定着というふうな目的で、今回、業種をちょっと絞らせていただいているところがあります。

**木付副委員長** どうしてですかね、全業種じゃなくて絞った理由は。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 基金の積み立てただけの寄附金額との兼ね合いもありますので、今回はうちの県が考える中小企業の方々の人材確保の面でこういう形で業種を絞らせていただいたというところがあります。かなり金額が増えて多くなれば、対象も広げていきたいとは考えますけれども、当面はちょっと絞らせていただいて、事業を進めさせていただきたいというふうには考えております。

**麻生委員** ふるさと納税個人、企業でお礼の品なんですけど、お礼の品はあくまでも個人だけで、企業はもう優遇措置があるから、なしということでもいいんですかね。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 個人版ふるさと納税については返礼という形がございますけれども、企業版についてはそういうものは一切ございませんというところですよ。

**麻生委員** その中身なんですけど、選択制で坐来大分のお食事券と、びびのメンバーズカード、当然、県外の方が対象でしょうから、どちらを選択するかというと、坐来大分のお食事券ばかりになるのかなと、まるで坐来大分のお客が減っているから、何かそのための支援かなみたいな、うがった見方をしてしま

うんですけれども。

ということは、坐来大分でいろんな発信をしている、その結果ふるさと納税が上がったというようなことがちゃんと分かるような仕組み作りというのは考えていらっしゃいますか。

**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 大分県の場合、個人版ふるさと納税については、市町村にしっかり頑張っていたいただきたいという考え方が1点ございます。ふるさと納税につきましても、県内の方がされても個人版の場合は問題ございませんので、県外の方で東京以外の方というふうになると、なかなか我々もその集める寄附金額というのが厳しいというふうなことになるかと思えます。東京の方は坐来で使われるということもあるかもしれませんが、あとは大分に来ていただいて、びびの、OPAMの御利用を頂くという形で我々は今行っているところであります。

**麻生委員** よく分かりましたが、とにかく坐来大分に対してはいろんな意見がございますので、先ほど申し上げたことをしっかりと、そこで発信したからこそ使えますよというような形がどれだけ成果が出るか、しっかり1年間、データで示してほしいと。それが示されるような形のものをしっかり準備して、この事業を取り組んでほしいと思えます。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。

では、執行部の説明を求めます。

**廣瀬企画振興部長** 今回の県内所管事務調査では、地域活力づくり総合補助金等で支援した団体・施設のほか、おおいた留学生ビジネスセンターや県立美術館などを調査いただき、誠にありがとうございました。

いただきました御意見は、今後の施策にかかしていきたいと考えています。

本日は、その意見のうち、特に、世界温泉地サミットやラグビーワールドカップ2019などのビッグイベントに向けたインバウンド対策について、担当課長から説明させていただきます。

なお、観光PRという意味では、お手元にお配りした資料にありますように、日本観光ポスターコンクールにおいて、先月、本県のゆけ、シンフロ部！のポスターが優秀作品として総務大臣賞を受賞しましたので御報告させていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

**阿部観光・地域振興課長** 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップ2019などに向けたインバウンド対策について説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

平成30年1月からの六郷満山開山1300年、5月の世界温泉地サミット、10月の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、そして翌年9月のラグビーワールドカップ2019などを見据え、従来からのアジアに軸足を置きつつ、欧米豪からの誘客に力を入れていきます。

特にラグビーワールドカップに多く訪れる欧米豪の観戦客は、高所得者層が多いと言われておりまして、滞在期間も長期に亘ることから、情報発信と誘客、受入態勢の整備を進めてまいります。

まず、情報発信と誘客では、欧米豪のラグビーファン向けにSNSによる情報発信や、世界的な観光ガイドであるミシュラン・グリーンガイドのWEB版を通じた魅力発信を行います。

また、ラグビーワールドカップの九州開催

県である福岡県や熊本県、九州観光推進機構とも連携して、スポーツメディアを通じて九州の魅力を欧米豪に発信するとともに、欧米豪のラグビーワールドカップ関連のツアーを取り扱う旅行会社を九州に招請し、九州の周遊観光ツアーの造成を促します。

加えて、東京都や京都府及び航空事業者と連携し、欧米豪からの観光客が多く訪れる、いわゆるゴールデンルートから、本県に引き込む導線づくりを行います。

来年度開催予定の世界温泉地サミットでも、世界に向けおんせん県おおいたをしっかりとアピールしてまいります。

受入態勢の整備については、昨年度から実施している24時間365日14言語対応の多言語コールセンターを継続するとともに、魅力的な食やおもてなしの質を向上させるための研究会を県内各地で開催します。

また、現在、六郷満山開山1300年キャンペーンや国民文化祭等に向けて磨いている地域の観光素材は、欧米豪の観光客に十分訴求できるコンテンツであることから、魅力ある観光ルートの開発に向け、多言語対応や二次交通対策を進めるなど、更なる磨き上げを行ってまいります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**麻生委員** ラグビーの組み合わせは9月に確か決まるんですね。ということは、その9月の時点で大分に来るチームというか、国がどこかというのは決まるんですかね。ちょっとその辺。

**中村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 御指摘のとおりです。秋に発表される段階で試合の日時とチームの対戦カードが決まる予定になっています。

**麻生委員** ということは、最初が肝心ですから、例えば、決まると同時に、例えばもう組み合わせのときには大分県の担当者はいつでもどこでも飛べるように準備して、決まってわあっとやっているときに乗り込んで、是非大分へみたいな、大分のPRとか、一旦観光

誘客キャンペーンというのは絶対大事だろうと思うんですね。そういった準備というのはどの程度まで進んでいらっしゃるでしょうか。

**中村ラグビーワールドカップ2019推進室長** 試合のカードが決まらなないと分からないんですけども、情報収集に努めますとともに、今、海外向けの発信のコンテンツを大分市、別府市のような公認チームキャンプ地などとも協力して仕込んでいる最中でございます。

**岡本観光・地域局長** 9月のタイミングの話を受けておりますけれども、実は5月から私も観光の部隊は動き出しております。連休明けにグループ分けがなされたかと思っておりますけれども、その際にはイギリスとフランスを訪ねて、現地のスポーツ商品を扱う旅行代理店との意見交換ですとか、ラグビー協会への訪問もいたしましたし、今月、つい先日、別府市がロトルアとの交流でニュージーランドへ行かれましたけれども、その際にもうちの職員が行ったり、企業の職員も合わせて2人ですけれども、行きまして、大分というところがあって、開催地ということでPRをしましたが、レッドライオンズのファンである年配の、いかにもお金を持っていそうな方々がしっかりパンフレットを、関心集めていただいて全てなくなったという報告を受けている状況です。

**麻生委員** 是非決定と同時にアクションを起こして、当該国のラグビー協会とかマスコミとかに大分ってどんなところだよというような情報を直ちに持っていけるようにして、いろんな、最近テレビ番組でも、楽しい乗りで即その場から行ってこいみたいな、ああいった乗りで県庁職員を派遣することだけでも盛り上がるんじゃないかなと思いますので、是非これから準備して頑張ってもらいたいと思います。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**木田委員外議員** 来年、世界温泉地サミットということで、温泉マークの取り扱いが変わ

っていくというふうなこともあったと思うんですけど、あれが今後どういうふうにならぬかと、入れ墨です、タトゥーの表示とかいうのは今後どうなっていくのか、国際大会も控えておりますが、その辺のような動きに今なっているのか教えてください。

**阿部観光・地域振興課長** 温泉マークにつきましては、いわゆる従来からの日本の温泉マークと、世界標準の、親子で一緒に入っているようなあのマーク、あのどちらを使ってもいい、あるいは両方使ってもいいという動きになっております。いわゆるパンフレット等を使う際に、使い分けも考えながら温泉マークは使っていきたいと思っています。より効果的にですね。ただ、おんせん県大分ということで、あのマークを残してほしいという要望もございますので、基本的には従来の温泉マークを全面に打ち立てて使うつもりでございます。

もう一方、いわゆるタトゥーの問題でございますが、これは今、日本全国で問題になっておまして、今、国の方も指針を出しております。例えば、ケース・バイ・ケースがありますよということで、入れ墨を隠すガウンと言いますか、そういったものを使うケースだとか、カバーを付けたらとか、そういったものの指針をやっぱり観光庁のホームページでも出してございますけど、基本的には各事業者判断によるとしております。それで、大分県内でも今ラグビーワールドカップおもてなし委員会だとか、そういったところで議論もしておりますが、おもてなしの心を持って対応するにはどうすればいいかという検討を今している状況でございます。

**油布委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

それでは、一括して説明をお願いします。

**高屋芸術文化スポーツ振興課長** 資料の3ペ

ージをお開きください。総務部より全般的な説明が行われておりますので、当課が所管する大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の指定管理についてポイントを絞り説明させていただきます。

まず、1更新施設については、現在の指定管理者ですが、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団を管理者に指定しております。

次に、今回の選定方法につきましては任意とし、指定期間は平成30年4月から平成35年3月までの5年と考えております。

次に、3任意指定の理由ですが、理由欄にも書いてあるとおり、大分県芸術文化ゾーン創造委員会の答申及び平成30年に開催される国民文化祭等では両施設が主会場になることから、県と十分な連携を取れる大分県芸術文化スポーツ振興財団を引き続き任意指定とすることが妥当と考えております。

次に、4目標指標等です。

大分県立総合文化センターは年間のホール利用率とし、過去4年間の平均値は85.4%ですけれども、それを上回る87.0%としております。

大分県立美術館は年間来館者数とし、大分県長期総合計画の目標値である年間50万人としております。

なお、28年度は年間来館者数43万人と目標を達成できませんでしたが、今年度は6月22日現在、8万9,215人でありまして、前年が6万9千人ほどでしたから、同日比で2万1,211人上回っております。

また、企画展である北大路魯山人展も、目標14,484人に対し14,615人と上回って、盛況でした。

次に、4ページを御覧ください。

大分県立総合文化センターの概要です。設置は、平成10年8月で、主要施設は、グランシアタ、音の泉ホール。その他施設としまして、練習室、会議室、アトリウムプラザとなっております。

次に、5ページを御覧ください。

大分県立美術館の概要です。設置は、平成27年4月で、主要施設は、1階に展示室A、3階に展示室B、コレクション展示室、2階にアトリエ、研修室となっております。その他施設としましては、アトリウム、ミュージアムショップ、カフェ等がございます。

駐車場は、総合文化センターと一体で管理しており、両施設における公演や企画展の開催時に適切な誘導を行い、施設利用者の利便性向上を図ると共に、一体管理のメリットをいかした管理を行っております。

**阿部観光・地域振興課長** 資料の6ページをお開きください。世界温泉地サミットについてです。2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、世界最高峰のイベントが予定されており、世界の注目が日本に集まっています。

こうした好機を捉え、日本の誇る温泉資源、文化等を、日本一のおんせん県おおいたから世界に向けて発信することにより、更なるインバウンドの誘客につなげるため、世界温泉地サミットを平成30年5月25日から27日まで3日間にわたり、別府市のビーコンプラザで開催したいと考えています。18か国23地域を招待しており、現在のところ7か国8地域から、出席の回答を得ているところです。

また、環境省が主催する全国温泉地サミットも同時に別府市で開催されることが決定し、全国の温泉地の首長も集まります。世界と日本の温泉地のトップが別府市に集う、名実ともにサミットと呼べるイベントになると期待しています。

6月1日には実行委員会設立総会を開催したところであり、今後、本格的に準備を進めていきます。

**中村ラグビーワールドカップ2019推進室長** ラグビーワールドカップの開催準備について、進捗等を御報告します。

資料の7ページを御覧ください。

まず、5月10日に京都迎賓館でプール組

分け抽選会が行われ、知事が現地会場に臨席しました。大分駅前でも、大分県ラグビー大使の今泉氏の解説によるパブリックビューイングを行い、約200人の方と抽選の行方を見守りました。なお、日本は、予選組合せ抽選会当日のランキングですが、世界ランキング4位のアイルランド、5位のスコットランド、ヨーロッパ予選1位のチーム、欧州・オセアニアプレーオフの勝者と同じ組となりました。詳細は9ページにありますので後ほど御覧ください。

次に、5月23日に熊本市において、福岡、熊本、大分の九州開催3県の知事・市長会議を開催し、九州開催地宣言として、九州の三つの開催地が連携して最高の観戦環境を提供をすること、アジアを始め海外からの積極的な誘客活動に取り組むこと等を宣言しました。

なお、同日開催された九州地方知事会では、国に対して、国際スポーツ大会の機運醸成と誘客促進、競技普及の促進、施設整備、事前キャンプ誘致等への支援、訪日外国人旅行者の受入れ環境整備を求める特別決議を採択しています。

6月10日に熊本で行われた日本代表対ルーマニア代表のテストマッチには、九州で連携した取組として、本県からも観戦バスツアーへの参加を募り、550人を超える県民の皆様と熱戦を楽しむことができました。

続く6月17日には、大分駅前で、九州電力元監督の平田氏の解説により、日本代表対アイルランド代表テストマッチのパブリックビューイングを行いました。

次に、8ページを御覧ください。

今後、夏には、公認チームキャンプ候補地が決定されます。その後、秋の試合日程決定以後、各チームの実地視察を経て、順次、キャンプ実施が決まる予定です。

7月から8月には、県内の公立小学校全校を対象に、タグラグビーの指導者講習会の開催と併せてタグラグビー用のボールを配布し、更なる競技普及に取り組んでいきます。

イベントとしては、8月30日から9月3

日にかけて、フィジー共和国との交流事業を行います。フィジーの高校生を招き、大分県高校選抜との交流試合や大分市内の小学校などで教育交流を行います。

9月24日にジャパンラグビートップリーグのキャノンイーグルス対ヤマハ発動機ジュビロの試合が、大分銀行ドームで開催されます。今シーズンから五郎丸選手がヤマハに復帰したところですが、県は、1人でも多くの方に来場していただき、試合を楽しんでいただけるよう、無料シャトルバスを運行するとともに、ラグビー協会等と連携して、スタジアム周辺にイベントブースや飲食ブースを用意します。

また、10月8日には、大分駅南口の大分いこいの道広場で、大会2年前イベントを開催します。大会期間中に設置するファンゾーンもイメージし、ステージイベント、出場国や国内開催地にちなんだグルメコーナー、子どもや大人もラグビーを体験できるコーナーなどを設けて、大会2年前を記念し、盛り上げたいと考えております。

そのほか、今年秋には、大分で開催される試合の対戦カードや日時が明らかになるため、更なる機運醸成を図るとともに、準備を加速してまいります。

**油布委員長** ただ今の報告について、何か御質疑はありませんか。

**麻生委員** 2点お願いをしたいと思います。

まず、世界温泉地サミットに関して、国連で日本の再加盟演説を行った重光葵、これが片足を切断した後、リハビリをした再起の浴槽はどこかというのをずっと探し続けていたんですが、やっと別府市中島の保養所というのが分かったわけですね。所有者が今まで表明されていなかったのが、やっと具体的な場所が分かったと、これは別府で開催されるということで、非常に一つ、種になるんじゃないかなと思います。やっぱり世界の平和とか、片足を切断された方がもう一度外交の場で活躍されたという再起の湯とか、いろんな打ち出し方があるでしょうし、再挑戦だとか

で国際車いすマラソンの開催地である大分のものだというようなことともいろんな意味で情報発信ができるのかなと、このように思っております。日本教育新聞においても、県議会がこの重光葵の学校教育における取扱いを求める決議によって、中立性を含めた議論をした議会の意義というようなことを高く評価をされた記事が今年の1月に出ていたところでもありますし、非常に発信力のあるものではないかと思っておりますので、是非、別府市中島のその所有者も何か使えることがあったら、いろんなアイデアが欲しいと言っていたら、いろいろなアイデアが欲しいと言っていたら、伺っていますので、そういったことも踏まえて、この世界温泉地サミットの成功に向けて取組を進めていただければ幸いではないかなと、このように思います。

それから、2点目、ラグビーのワールドカップについて先ほど申し上げましたが、もう既に予選プールの組み合わせで12か国決定しておるわけで、残り8か国もそのうち決まるだろうというふうに思うんですが、9月の組み合わせが決まった時点では大分県から各国のラグビー協会に対して、大分にその国が決まったと同時に、全てもう既に大分の情報は届いていますよと、大分ってこんなところだよというような情報がその国のラグビー協会とか関係者にマスコミを含めて、しっかり届いておる状態にすることが大事ではないかなと思います。外務省を通じて各国大使等々も含めて、大分県としてはそこまでの取組はやっているというところまで是非アプローチをしておいていただければ幸いではないかなと思います。

併せて、ハンドボールの女子の世界選手権も2019年、熊本でございまして、大分も非常に関係してまいります。2020年の東京オリパラにも当然つながっていくことでもありますから、この部分への御支援も是非よろしく願いをしておきたいと思っております。

以上3点、お願いでございます。

**油布委員長** 委員外議員の方は、質疑などは

ありませんか。

**志村委員外議員** イベントが続きますけれども、2020年のオリンピックの後の2021年世界水泳イン福岡、渡辺一平選手、佐伯鶴城、早稲田のですね、彼はオリンピックも期待されますけれども、世界水泳でも大変期待が持てるという年齢に入るとしております。福岡でこれを是非ですね、大分県の温泉を利用したトレーニングとか、ケアとか、いろいろ世界水泳も県のメニューの一つとしてちゃんと取り上げていただきたいということを思いますが、いかがでございましょうか。

**高屋芸術文化スポーツ振興課長** 世界水泳につきましても視野に入れております。今から5年間というのも大変大きいのが続きますけれども、熊本のキャンプ、福岡のキャンプとか全部視野に入れながら行動していきたいと思っております。

**志村委員外議員** よろしくお願ひします。

**廣瀬企画振興部長** ちょっとつけ加えますけど、お手元の資料10ページにありますとおり、福岡での世界水泳の件についても、福岡県、熊本県、大分県でこの前、九州宣言、開催地宣言したんですけど、その中にしっかり盛り込んでおりますので。

**志村委員外議員** どちら辺に。

**廣瀬企画振興部長** 一番下の段落のところ。2021年に福岡で開催される世界選手権ということで、3県協力して誘客もろもろにつなげていくということにしております。

**木田委員外議員** 先ほど総務の方でも指定管理のところでも御意見が出たんですけども、美術館の入場客数がかなり危ぶまれるんじゃないかということで私も心配してございまして、この53万ですか、この数字で、合計の有料の入場者数ではないと思うんですが、あの建物のところに、今どういった展覧会をしているというのは、御意向であそこには出さないということになっていると思うんですけども、そろそろ出さないと、やっぱりあの建物周辺に、今こんな展覧会をやってるよというのが今回も出ていなかったから、もったいな

いなと思って、私は見に行きましたけど。近くを通過して、今何をやっているか分からない状態がずっとこの期間あって、本当にもったいなと思うので、あの周辺でもいいんですが、大概どこの美術館に行っても、大きいディスプレイありますよね、普通。今、何をやってますと。あれを使ってやらないと、有料入場が増えないんじゃないか、見てもらえないんじゃないかなというところがあるんですけども、前も、どなたかにかお話ししたこともあるかもしれないんですが、その辺御検討できないものかどうか。

**高屋芸術文化スポーツ振興課長** 委員おっしゃるとおりでありまして、まず、人が動くのは本体の方から美術館に流すという形にして、センター側での館内放送が始まって、丁寧にやっております。それと、ビジュアル的に見せるためには西側の壁というのが美術館は売りでして、昨日からジブリが始まりますという形でやっております。ジブリにつきましても、前売り券が好評でありまして、目標2万人を上回る数があります。6日まで、前売りを取り扱っていますから、是非。

**麻生委員** 売り切れとかないんでしょ。

**高屋芸術文化スポーツ振興課長** ないです。200円お得になります。

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

〔企画振興部、委員外議員退室〕

**油布委員長** 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思っておりますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてです。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**油布委員長** 何か御意見はございませんか。

〔協議〕

**油布委員長** では、県外所管事務調査について、このように決定させていただきます。

今後、変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任をお願いいたします。

次に、特別委員会の設置に係る意見についてです。

定例会初日に開催された委員長連絡調整会議に私と木付副委員長が参加しました。

その会議の中で、特別委員会の設置について、各常任委員会の意見を議長宛てに提出することを求められています。

まず、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**油布委員長** ただ今説明がありましたが、先に、私の意見を申し上げますと、四つの案とも、全庁にわたるテーマを部局を横断し、集中して議論する場として、特別委員会を設置することについて、特に異存はありません。

なお、委員会の名称については、各委員会とも、もう少し広がりのある名称にするなど工夫が必要ではないかと思えます。

また、想定されている付託事件についてですが、総務企画委員会の所管事項と重複する案件については、引き続き総務企画委員会として取り組んでいきたいと考えております。

以上が、私の意見です。

何か、御意見がありましたら、お願いします。

〔協議〕

**油布委員長** それでは、ただ今、それぞれの委員から出されました意見も合わせて、総務企画委員会の意見として、議長にお返しいたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に、ないようでございますので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。